

## 大切なお知らせ

# 茨城県低所得の子育て世帯生活応援 特別給付金(ひとり親世帯以外分)のご案内

あなたは、茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金の  
**対象者**です！

## 1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

- ① 令和8年1月分児童手当を受給されている方
- ② 令和6年の住民税(均等割)が非課税の方

## 2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

## 3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ **3月以降に**、令和8年1月分の児童手当を支給している口座に振り込みます。

### 【ご注意ください】

- ※ 給付金の受給を希望しない場合は、受給拒否の届出書を返送してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

\* お問い合わせは下記までお電話ください。

■ 問い合わせ先：稻敷市こども支援課  
TEL：029-892-2000



「茨城県低所得の子育て世帯生活応援特別給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。